

富士市教育委員会会議		6 月	定 例 会 臨時会	会 議 録 (令和 5 年)
開催日 令和 5 年 6 月 2 0 日 火曜日 開 会 1 4 時 2 0 分 閉 会 1 5 時 0 6 分			会議場 富士市立東小学校 1 階 音楽室	
出席委員の氏名				
教 育 長	森 田 嘉 幸	委 員	松 田 靖 子	
教育長職務代理者	和久田 恵 子	委 員	塩 谷 知 一	
委 員	篠 原 均			
出席職員等の氏名				
教育次長	江 村 輝 彦	青少年相談センター所長	川 口 壽 彦	
教育総務課長	味 岡 俊 雄	博物館長	植 松 良 夫	
学校教育課長	齋 藤 文 徳	文化スポーツ課長	渡 辺 哲 成	
学務課長	村 嶋 博	教育総務課調整主幹	小長谷 聡	
社会教育課長	吉 田 和 洋	教育総務課参事補	吉 村 直 也	
文化財課	久保田 伸 彦	教育総務課主幹	遠 藤 綱 輝	
中央図書館長	大 川 英 子	教育総務課指導主事	瀧 南	
富士市立高校事務長	榎 俊 英	教育総務課指導主事	山 田 英 雄	
教育研修・特別支援教育センター所長	檜 木 小重美			
			傍聴人 7 人	
開会				
会議録の承認				
教育次長の報告要旨				
教育次長	○市議会 6 月定例会について ・市議会 6 月定例会が 6 月 13 日から同月 28 日の間で開催されている。また、産業教育委員会は 6 月 16 日に行われ、6 月補正予算について審議された。 ・教育委員会に関連した議会質問の答弁要旨は、7 月定例会に資料として提出する。			
議題（動議）及び議事の概要				
議第 23 号 (説明)	○富士市いじめ問題対策連絡協議会委員の委嘱又は任命について ・学校教育課長			
議第 24 号 (説明)	○富士市文化財保存活用地域計画推進協議会委員の委嘱について ・文化財課長			
議第 25 号 (説明)	○富士市史跡保存整備推進委員会委員の委嘱又は任命について ・文化財課長			
議第 26 号 (説明)	○富士市子ども読書活動推進協議会委員の委嘱又は任命について ・中央図書館長			
議第 27 号	○富士市教育文化スポーツ奨励賞選考委員会委員の委嘱又は任命について			

(説明)	て ・文化スポーツ課長
(質問・意見等)	→公募委員についての説明が詳しく、よく分かった。
(質問・意見等)	→附属機関設置条例にある委員の構成の中に関係行政機関の職員という文言がある。例えば富士市文化財保存活用地域計画推進協議会委員の9人の中に関係行政機関の職員は入っているのか。
(回答)	→関係行政機関の職員として、県の文化財の職員が含まれている。市職員はオブザーバーとして、交流観光課長や学校教育課長等に参加をしていただく。
(質問・意見等)	→附属機関及び懇談会等に関する手引には男女比率のことが書いてあった。いじめ問題対策連絡協議会委員は専門職の方が多く、男女比を考えることは難しいのかも知れないが、女性が1人だけである。来年度以降考慮いただきたい。
(回答)	→市長、副市長との情報交換会において、同様の指摘を市長からいただいた。市の附属機関の半数は教育委員会が関係しており、男女比も市の目標である40%を超えている中で、この協議会の委員は女性が1人である。市職員の部分はもっと柔軟に検討してほしいと御意見いただいた。担当部署と協議し、検討していく。
(質問・意見等)	→いじめ問題対策連絡協議会の現在の課題や役割は何か。
(回答)	→この委員会は年2回開催され、いじめ問題の重大案件があった場合、各関係機関から意見をいただく。重大案件がない場合には、いじめ問題について、各学校との共通理解が必要な事柄や各学校の取組体制について意見を伺い、ガイドラインの改定等について議論している。
(質問・意見等)	→今の設置の趣旨や協議のテーマからすると、男女比は大きな影響はないかもしれない。しかし、各委員の立場で考え方や価値観等は変わるので、いろいろな立場の方から幅広い意見を集約する必要があるなら、より現場に近い方や、現場を知っている方を選出することを考えてもいいと思う。協議のテーマ等により柔軟に検討いただきたい。
(質問・意見等)	→いじめ問題対策連絡協議会とは別にもう1ついじめに関する会があったと思うが説明していただきたい。
(回答)	→いじめ問題対策推進委員会である。委員には大学教授、弁護士、医師、臨床心理士、社会福祉士の5人で構成されている。女性は1人含まれている。個別ケースの検討や、重大事案になる前にどのようなことが必要か意見をいただいている。
(質問・意見等)	→これは第三者委員会に変わるものか。

(回答) (質問・意見等)	→そうである。 →いじめ問題は教育現場において重大な問題である、県内では第三者委員会の設置などが話題になっているが、本市ではいじめ問題対策推進委員会として、第三者委員会に代わる組織を設置している。特に、いじめ問題の重大事案が出たときには、すでに設置してある委員会による調査を受ける体制を整えてある。現在そのような事態はないため、学校の体制や教育委員会の指導体制を客観的に評価していただいている。一方、いじめ問題対策連絡協議会は別組織であり、日頃からいじめ問題について、教育の体制の在り方、組織体制の在り方、指導体制の在り方を連絡し、情報交換し、よりよい対策への方向性を確認している機関である。今、教育委員から女性目線という話があったが、いろいろな立場やいろいろな年代などさまざまな視点があってこそいじめ問題対策のありようについて協議が深まると思う。ぜひ委員の構成比率について、担当で検討いただきたい。
(質問・意見等)	→いじめ問題対策連絡協議会の議題や内容について、学校など各機関への情報伝達はどのようになっているか。協議会で話された内容が常に伝達されているということが、組織としては必要である。情報伝達の体制はどうなっているか。
(回答)	→いじめ問題対策推進委員会は、具体的な事例を基に大きな問題になったことへの対応が主になる。いじめ問題対策連絡協議会は関係機関の協力体制の確認等を担っている。いじめ問題は子ども同士だけの問題ではなく、被害者が警察に被害届を出し、刑事事件や裁判に発展することがある。あるいは背景として家庭環境が起因する場合、子ども家庭課や子ども未来部に協力を依頼することもある。1つの事案においても関係する機関がたくさんあるので、どのような協力ができるのか確認をして、連絡協力体制を強化するための会と考えている。例えば、警察からそのケースの場合では迷わずに被害届を出させてくださいとか、あるいは生活安全課に来る前に少年サポートセンターの方に一報入れてくださいとか、そのようなアドバイスをいただき、いじめ問題が生じたときに学校が何をしたらいいのか、関係機関のアドバイスを基に確認していく。そして、確認ができたことについては、学校に周知するために、その内容をガイドラインに落とし込むことや学校に連絡文書として通知することにより、各学校との共通理解を深め、いじめ問題への対応を取れるようにしている。
(質問・意見等)	→いじめ問題対策連絡協議会はとても重要だと分かった。専門家のアドバイスは必要だと思うので、その情報伝達とガイドラインへの落とし込みは大切である。

(質問・意見等)	→SNS等、ICTが関係するいじめ問題も多いと思うが、そのようなことに強い方は委員に含まれるのか。
(回答)	→ICTに詳しいという基準では選んでいない。SNSの問題については、少年犯罪に関係してくるので、警察の生活安全課にある少年サポートセンターに問題への対応の確認や、学校への安全な使い方の講義をしていただいている。
(議決)	→承認
各課等の報告・予定事項	
閉会	